

## 平成25年度自動車騒音常時監視結果

### 1 目的

騒音に係る環境基準の類型を当てはめた地域において自動車騒音の常時監視を行い、自動車騒音の実態を把握することを目的としています。

### 2 調査方法

騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）及び騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成17年6月環管自第050629002号）に準拠して実施しました。

### 3 調査結果

平成25年度の調査結果は、下表のとおりです。

調査を行った3路線で面的評価を実施した結果、全戸で昼間・夜間とも基準値を達成しておりました。

路線名	測定年月日	車線数	評価区間延長 (km)	測定地点	測定地点の 環境基準類型	測定結果 (dB)		評価対象 戸数 [戸] a=b+c+d+e	昼間・夜間とも 基準値以下 [戸] b ( )は割合%	昼間のみ 基準値以下 [戸] c ( )は割合%	夜間のみ 基準値以下 [戸] d ( )は割合%	昼間・夜間とも 基準値超過 [戸] e ( )は割合%
						昼間	夜間					
一般国道7号	11/26~11/27	4	1.1	城東北 四丁目	C	70	67	2	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
弘前岳崎ヶ沢線	11/26~11/27	2	2.0	駒越町	C	67	59	207	207 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
城東線	11/26~11/27	4	1.3	城東中央 三丁目	B	64	57	364	364 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

◎道路に面する騒音環境基準

	基準値	
	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
幹線交通を担う道路に近接する空間(特例)	70dB以下	65dB以下

※幹線交通を担う道路とは、高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。

※近接する空間とは、幹線交通を担う道路の車線が2車線以下の場合は、道路から1.5mまで、2車線を超える場合は道路端から20mまでの空間をいう。

◎適用される環境基準

自動車騒音常時監視の対象となるのは、幹線交通を担う原則2車線以上を有する道路で、住居等が存在する地域となるため、「幹線交通を担う道路に近接する空間」にかかる環境基準(昼間70dB以下、夜間65dB以下)が適用される。